

「令和5年度国の施策・制度・予算に関する提案」措置状況整理表

神奈川県では、令和4年6月に「令和5年度 国の施策・制度・予算に関する提案」を公表後、これまで関係府省等に対し、提案活動を行ってきました。

このたび、重点的提案19事項の主な措置状況(令和5年4月現在)を取りまとめましたので、お知らせします。

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
1 新型コロナウイルス感染症対策		
1	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	イ 一部措置
		<p>(1) 国の令和4年度2次補正予算及び令和4年度新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費により、地方単独事業分が追加措置された。</p> <p>(2) 提案内容(営業時間短縮等の要請に伴う協力金を全額国費負担とすること)については、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(3) 提案内容(繰越手続の運用について、要件の弾力化や柔軟な対応を図ること)については、具体的な措置は講じられていない。</p>
2	医療	イ 一部措置
		<p>(1) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る国の財政的支援の措置は講じられたが、一部上限額が設けられた。接種券の電子化等は国において検討が進められているが、実現には至っていない。また、ワクチンの供給量は確保されたが、一部の年代においてはワクチンの選択ができない状況となっている。 引き続き希望する住民への接種を速やかに進められるよう、財政措置の継続や、接種券の電子化等により、希望する全ての住民へのワクチン接種が迅速かつ円滑に進めることができる体制を構築することを求めている。</p> <p>(2) 国産を含め経口治療薬は既に一般流通が開始され、安定的な流通が開始された。</p> <p>(3) 自宅療養者に対応する医師や看護師への手当等について、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い」により措置は実施されているが、今後も持続可能な仕組みとして運営できるよう、臨時的な対応ではなく、診療報酬制度にしっかりと位置づけるなど、恒久化を見据えた制度として構築していく必要がある。</p> <p>(4) 行政検査の自治体負担分への財政措置については、内閣府「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付限度額において行政検査の地方負担額と同額が加算される仕組みとなり、措置されている。 行政検査の自治体負担分への財政措置については、医療機関におけるPCR検査に係る診療報酬の見直しについて、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(5) 感染症法等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号。令和6年4月1日までの間に順次施行)により、平時から感染症発生・まん延時に至るまでの都道府県知事の総合調整権限(第63条の3)が規定されるとともに、新型インフルエンザ等感染症等の発生・まん延時における保健・医療提供体制、自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保等における役割が整理された。</p> <p>(6) 今般の新型コロナウイルス感染症対策としては未措置であるが、今後生じる同種の大規模感染症流行時における対策においては、現在(4/11時点)審議中の新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正案において、国庫補助負担率の嵩上げや地方債の発行に関する特例が規定されるなど、国の財政支援の強化が見込まれている。</p>

提案事項及び項目名等		措置状況	措置の概要
3	防災・減災	イ 一部措置	<p>(1) 引き続き、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、避難所における感染防止対策用物資等の備蓄費用等の措置は講じられたが、あくまで臨時的な措置であり、依然、今後発生が見込まれる恒常的な財政負担に対する措置等は講じられていない。</p> <p>(2) 提案内容(大規模災害の避難時における感染拡大防止を目的とした、自宅療養中の陽性者や疑似症者の情報収集のための法制度の構築)については、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(3) 令和4年9月に、オミクロン株の特性を踏まえた全数届出の見直しが行われた際に、一部の自宅療養者を除き自力で避難するとの考え方が示された。</p>
4	福祉	イ 一部措置	<p>(1) 介護報酬における新型コロナウイルス感染症に対応するための基本報酬の0.1%上乗せは令和3年9月で終了となった。令和3年12月までの衛生用品等の購入経費に対する補助制度も終了し、その後、恒久的な仕組みは構築されていない。</p> <p>また、障害者支援施設等については、陽性者又は濃厚接触者が発生した場合においても、サービスの提供が継続できるよう、必要となるかかり増し経費を補助する「サービス継続支援事業」が実施されているが、抗原検査キットやPCR検査の費用は対象外とされている。</p> <p>(2) 提案内容(新型コロナの影響で収入が減少した世帯に対する介護保険料等の減免を実施した場合には、国において減免額の全額を財政支援すること)については、具体的な措置は講じられていない。</p>
5	産業・労働	ア 措置	<p>令和4年度補正予算では、事業環境変化対応型支援事業として113億円(令和3年度補正予算額130.4億円)が予算措置され、外部環境の変化に伴う経営課題に対応するため、支援機関に対する専門家派遣や指導員向けの講習等を通じて、相談体制の強化が図られている。</p>
6	教育	ア 措置	<p>国の令和4年度補正予算において学校における感染症対策の徹底に向けた具体的な措置が講じられた。</p> <p>また、ICT機器や無線LAN環境の整備については、地方財政措置がされるなど、一定程度の措置が講じられた。</p>
2 生活困窮者対策の推進			
1	総合的な生活困窮者対策の推進	イ 一部措置	<p>(1) 提案内容(生活困窮者自立支援事業について十分な財政措置を講じること、また生活困窮者自立相談支援機関の相談員の配置について、財政支援を拡充すること)については、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(2) 生活困窮者の実態把握については、厚生労働省社会福祉推進事業が「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」が実施された。自治体におけるAI導入支援については、総務省が「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」作成等により支援した。</p> <p>(3) 厚生労働省が経団連等の経済団体に対し、SDGsの貧困対策の取組の一つとして、生活困窮者支援への協力を働き掛けている。</p>
2	困難を抱える女性への支援	ウ 未措置	<p>(1) 提案内容(自治体や民間団体に対する財政措置を講じること、女性支援に係る全国的な調査研究を行い自治体にデータを提供すること等)については、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(2) 地域女性活躍推進交付金における「つながりサポート型」事業は継続されているものの、事業費全額の交付金措置には至っていない。</p>

提案事項及び項目名等		措置状況	措置の概要
3	ひきこもり支援の充実	ウ 未措置	提案内容(民間支援団体等に対する財政支援を拡充するとともに、補助対象経費の柔軟な活用を可能とすること等)については、具体的な措置は講じられていない。
3 安心して子どもを産み、育てることができる環境の整備			
1	総合的な子ども・子育て施策の推進	イ 一部措置	令和5年3月31日に「子ども・子育て政策の強化について(試案)～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」が公表され、少子化の傾向の反転に向けた子ども・子育て政策の抜本的な強化について、具体的な検討が開始された。
2	保育所等への支援	イ 一部措置	感染者や濃厚接触者が発生した際の事業継続のために必要な経費への補助について、一部措置されたが、自治体が独自に実施するコロナ対策に必要な経費への補助については予算措置されていない。
3	待機児童対策の一層の推進	イ 一部措置	(1) 子育て支援の充実のために必要とされる1兆円のうち、確保されていなかった0.3兆円メニューの一部が令和4年度も引き続き実施された。なお、令和5年3月31日に公表された「子ども・子育て政策の強化について(試案)～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」では、0.3兆円メニューのうち、1歳児及び4・5歳児の職員配置の改善が盛り込まれており、国における今後の予算措置の動向を注視する必要がある。 (2) 保育所整備の嵩上げについては、令和5年度も継続されたが、医療的ケア児の受入対応(医療的ケア児の受入に係る助言指導等)に必要な経費への支援については、予算措置されていない。 (3) 保育士の処遇改善については、令和4年2月から、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置が実施されたが、全職種平均との格差はまだまだ大きい。
4	子どもの医療費助成制度の創設	ウ 未措置	提案内容(窓口での医療費負担がなく医療が受けられる全国一律の子どもの医療費助成制度の創設)については、具体的な措置は講じられていない。
5	大学等での学びの推進	ウ 未措置	提案内容(高等教育の修学支援新制度の拡充)については、具体的な措置は講じられていない。

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
4 子どもを守るセーフティネットの整備		
1	児童虐待防止対策の推進	<p>イ 一部措置</p> <p>(1) 配置基準に基づく児童福祉司や児童心理司の給与費、また、児童福祉司・児童心理司・保健師の処遇改善、さらに児童福祉司や弁護士等専門職の計画的な人材確保に向けての採用活動支援事業の拡充などについて、交付税措置が講じられているが、更なる予算措置が必要。 また、国は令和4年12月に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童福祉司の加配基準となる児童虐待相談対応件数について、自治体の状況をより適切に考慮したものに見直すとしており、本県においては、今後も更なる児童福祉司の増員が見込まれる。</p> <p>(2) 一時保護実施に係る各加算費保護単価が増額されるなど一部改正が図られたが、一時保護専用施設を安定的に運営するためには十分とは言えず、更なる体制整備が求められる。</p>
2	子どもの貧困対策の推進	<p>イ 一部措置</p> <p>「地域で子どもの居場所づくり(子ども食堂等)を行う団体等への支援の強化」については、「地域子供の未来応援交付金」メニューが変更され、「食の提供重点支援事業」(補助率9/10)が令和4年度補正予算で追加された。 一方、既存のメニューである「つながりの場づくり緊急支援事業」(補助率現行3/4⇒R5 2/3)、「新たな連携によりつながりの場づくり緊急支援事業」(補助率 現行10/10 ⇒R5 3/4)は補助率が引き下げられた。</p>
3	社会的養育経験者(ケアラー)の自立支援の推進	<p>ウ 未措置</p> <p>自立援助ホームの配置基準について、具体的な措置は講じられていない。 なお、令和4年の児童福祉法改正により、22歳の年度末以降も居住費や生活費の支援を受けられるようになるなど年齢要件が緩和された。</p>
4	ケアラー・ヤングケアラーへの支援	<p>ウ 未措置</p> <p>ケアラーに対する支援は、具体的な措置は講じられていない。 また、ヤングケアラー支援体制モデル事業は、令和5年度概算要求時点では補助率10/10とされたが、最終的には2/3となるなど、昨年度と同様の状況であり、予算措置の拡充は行われていない。</p>
5	医療的ケア児への支援の充実強化	<p>イ 一部措置</p> <p>医療的ケア児支援センターに係る国庫補助については、人員の複数配置も含めて補助が認められるなど措置が講じられたものの、センター以外の事業に係る国庫補助については、従前どおりの補助基準額が設けられており、事業費の増大に対して十分な財政措置が講じられているとは言えない。 また、看護師を確保するための財政支援が拡充されているものの、保護者の付き添いの解消に向けては、看護師以外の救急救命士等の資格のある者によるスクールバスへの同乗を可能にしていける必要があり、そのことについては具体的な措置は講じられていない。</p>
5 地方税財政制度の改革		
1	地方の仕事量に見合った安定的な税財源の確保	<p>ウ 未措置</p> <p>消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への税源移譲、法人事業税における外形標準課税の拡充などは実現しておらず、地方の仕事量に見合った安定的な税財源は確保されていない。</p>

提案事項及び項目名等		措置状況	措置の概要
2	地方一般財源総額の確保・充実	イ 一部措置	<p>令和5年度の地方財政計画において、水準超経費を除く一般財源総額については前年度を0.2兆円上回る62.2兆円が確保されたものの、未だ十分ではない。</p> <p>また、地方交付税総額については、前年度を0.3兆円上回る18.4兆円が確保されたが、依然として地方の財源不足は解消されていない。</p>
3	臨時財政対策債の廃止・縮減	イ 一部措置	<p>臨時財政対策債の発行額は1.0兆円と前年度比0.8兆円減少したものの、廃止はされず、令和7年度まで延長されている。</p> <p>なお、臨時財政対策債の本県の配分率は、令和4年度の算定で、本来地方交付税で措置される額に占める割合で、54.9%（令和3年度）から39.2%（令和4年度）に減少したが、依然として、財政力の高い自治体に多く配分されている状況である。</p> <p>また、既往の臨時財政対策債の元利償還金についての償還財源の別枠確保はされていない。</p>
4	地方税減収等への対応（減収補填措置の拡充）	ウ 未措置	<p>地方税等については、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、不透明な世界経済の動向等により、経済の下振れリスクやそれに伴う地方の税財源の減少が懸念されたものの、実際には地方税の減収等が生じなかったため、結果として減収補填措置等の対応はとられなかった。</p>
6 自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進			
1	行政手続のオンライン化・簡素化の促進	イ 一部措置	<p>(1) 令和5年2月6日から、マイナポータルを通じ、全ての市区町村でオンラインによる転出届の提出を転出元市区町村に、来庁予定の連絡を転入予定市区町村にできるようになり、転出元の市区町村への来庁が原則不要となったが、さらなる取組が必要である。</p> <p>(2) 令和4年12月のデジタル庁の説明会にて、各種免許・国家資格等のデジタル化に向けた取組が示されているが、実現にはいたっておらず、対象となる免許・国家資格等の範囲の拡大も必要な状況である。</p> <p>また、「現行法の規定を速やかに改正すること」については、障害福祉等各制度の申請に係る医師の意見書や診断書等の電子的方法での提出に関し、令和7年までに必要な措置を講ずることが令和4年12月20日に閣議決定されたが、その他にも法改正を要する手続が残っているため、引き続き更なる措置を講じる必要がある。</p> <p>(3) マイナンバー法が改正され、都道府県知事が児童福祉法による小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施においてもマイナンバーを利用できるようになった。（令和4年12月16日公布、令和6年4月1日施行）</p> <p>一方、国家資格等や自動車登録、在留外国人等に関する事務においてマイナンバーを利用できるようにするなど、更なるマイナンバーの利用範囲の拡大や、法律に規定がない事務についても法定されている事務に準ずる事務についてはマイナンバーを利用可能とするなど、より迅速な情報連携に向けた措置が必要である。</p> <p>(4) マイナンバーカード申請件数は令和5年4月9日時点で全国で9,634万件となり、人口に対する申請件数率は76.5%に達した。</p> <p>また、総務省の令和5年度当初予算において、「マイナンバーカードの円滑な交付体制の確保・利便性の向上 707.6億円」が計上されている。</p>

提案事項及び項目名等		措置状況	措置の概要
2	地方自治体におけるデジタル人材の確保・育成	イ 一部措置	<p>(1) デジタル人材に求められる専門的能力や中期的な育成に係るガイドライン等は示されていない。</p> <p>(2) 外部デジタル人材の掘り起し、データベースの構築、提供については措置されていない。</p> <p>(3) 内部のデジタル人材の育成に向けた、地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員(DX推進リーダー)の育成に係る経費(研修に要する経費、民間講座の受講料等)が、自治体DX推進計画の計画期間と同じ令和7年度までの間、特別交付税措置(措置率 0.7)が講じられた。</p>
3	市町村とのデータ統合連携基盤整備に向けた支援	ウ 未措置	<p>(1) 本県が取り組んでいる市町村と共同で利用するデータ統合連携基盤の整備については、市町村を支援する機能を有するものであるが、現段階では直接的に住民の便益に寄与する機能がないため、デジタル田園都市国家構想推進交付金の対象とされていない。</p> <p>(2) 提案内容(ベースレジストリを早期に整備すること及び地方自治体の利活用に係る仕組みづくりと財政支援を行うこと)については、具体的な措置は講じられていない。</p>
4	防災におけるDXの推進	ウ 未措置	<p>提案内容(全国統一の防災情報システムの構築について、地方自治体の現状を把握しながら段階的に取り組むこと、消防・警察・自衛隊等の各機関とも情報収集・共有が図れるよう標準化すること、整備・運用については国において財政措置を行うこと等)については、具体的な措置は講じられていない。</p>
7 分散型エネルギーシステムの構築			
1	再生可能エネルギー等の更なる普及拡大	イ 一部措置	<p>(1) 提案内容(新築・増改築する建築物に対しての太陽光発電等の創エネ設備の設置義務化に向けた検討を加速させること)については、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(2) 提案内容(固定価格買取制度を利用しない再生可能エネルギー等の設備容量の情報及びZEBの建築実績の情報を集約し、開示すること)については、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(3) 共同住宅へのEV充電設備の普及については、補助事業の継続に加えて国が委託をしている一般社団法人 次世代自動車振興センター(NEV)が特設サイトの開設、動画の公開、パンフレットの作成などの一定の措置が講じられている。 しかしながら、これらは国(NEV)からの一方向の情報提供に留まり、県が求めている「アドバイザーの派遣といった、伴走型の支援制度構築」に対する措置は講じられていない。</p>
2	水素社会の実現に向けた取組の促進	イ 一部措置	<p>国は、令和5年4月5日に水素基本戦略骨子案を公表し、水素社会の実現に向けた取組を進めている。</p> <p>また、国の規制緩和を受け、ガソリンスタンドとの併設が容易になるよう設備の小型化・省スペース化を実現した水素ステーションが令和5年3月に綾瀬市に開所した。</p> <p>しかしながら、水素ステーションの整備について、補助は行われているものの、用地取得費用を補助対象経費に含めるなどの制度の拡充について、水素基本戦略骨子案では確認できない。</p>

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
8 脱炭素社会の実現		
1	脱炭素社会の実現に向けた取組の推進	<p>イ 一部措置</p> <p>(1) 国は令和5年2月に「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定し、その中で非効率石炭火力のフェードアウトや、水素・アンモニアの活用による火力発電からのCO2排出量削減といった方向性は示されたが、国民への理解促進などの考え方については十分に示されていない。</p> <p>(2) カーボンプライシングについては、同じく「GX実現に向けた基本方針」の中で「排出量取引制度」の本格稼働、「炭素に対する賦課金」の導入が示されたが、今後、実効性のある制度設計を行う必要がある。また、炭素税については、同基本方針に盛り込まれなかったが、今後の検討に当たっては、地方税財源の充実の視点も踏まえて行う必要がある。</p>
9 資源循環の推進		
1	プラごみゼロに向けた取組の推進	<p>イ 一部措置</p> <p>プラスチック資源循環法が施行され、プラスチックの分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費について特別交付税が措置された。また、リサイクル先の確保については、国の令和5年度予算で省CO2型資源循環設備への補助が予算措置された。しかし、今後も分別収集・再商品化の本格化に伴う市町村の経費増大や収集量の増加が見込まれるため、引き続き一層の支援を求めていく。</p> <p>また、海岸漂着物等地域対策推進事業に係る予算は措置され、漁業者が無償で回収した漂流ごみ等の処理に係る事業費に対する補助率は10割であるものの、その他の海洋ごみの回収・処理に係る事業費の補助率は前年同様7割にとどまっている。</p>
10 防災・減災、国土強靱化の推進		
1	土木施設の防災・減災、国土強靱化の取組の強力な推進	<p>イ 一部措置</p> <p>【河川】 河川のハード対策及びソフト対策について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」により、令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算において、ほぼ要望額が措置された。</p> <p>【道路】 橋りょうの耐震、道路斜面の土砂崩落、道路ネットワークの機能強化、道路施設の老朽化などに必要な予算について、令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算において、一部予算措置された。</p> <p>【砂防】 土砂災害防止施設の整備や、土砂災害防止法に基づく基礎調査完了後の計画的な見直し等について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算において、要望額が措置されたが、更なる財政支援が必要である。 また、急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の緩和などの制度の拡充について、「まちづくり連携砂防等事業」の拡充に係る一部採択基準が緩和されたが更なる緩和が必要である。</p> <p>【海岸】 海岸保全施設の整備等について、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等により、令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算において、ほぼ要望額が措置された。</p> <p>【下水道】 下水道における主要施設の耐震化や市町村が行う内水対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」や「交付金の通常配分」により、令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算において、一部予算措置された。</p>

提案事項及び項目名等		措置状況	措置の概要
2	風水害対策の支援強化	ウ 未措置	令和3年5月に国が「水害からの広域避難に関する基本的な考え方」を示しているが、具体的な手順、内容などを示した、わかりやすいガイドラインは未だ示されていない。被災市町村間の支援格差が発生することのない適用基準の構築や、現金・クーポン券での給付を認めること等、その他の提案内容についても具体的な措置は講じられていない。
3	津波防災地域づくりに係る支援の充実強化	ウ 未措置	津波避難施設の構造要件に係る検証を確実に実施できるような財源措置等は講じられていない。
4	箱根山火山の観測体制の強化	イ 一部措置	既存の観測施設による観測データについては、温泉地学研究所、防災科学技術研究所、気象庁の三者協定に基づいて、適切に共有され続けている。また、周辺自治体との調整担当を、気象庁から割愛により採用している。一方で、ひずみ計などの感度の高い観測やカメラなどによる直接的な観測など観測体制の充実や緊急時におけるデータの即時回析など、人的・技術的支援が必要である。
5	大規模地震対策	ウ 未措置	提案内容(災害対策を巡る環境の変化に対応した被害想定手法や、今後の減災目標の設定について国としての考え方を示すこと)については具体的な措置は講じられていない。
6	地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実	ウ 未措置	提案内容(地震観測体制と更なる地震調査研究の充実を図ること。また津波観測網の整備を促進すること)については具体的な措置は講じられていない。
7	国民保護体制の充実強化	ウ 未措置	提案内容(我が国の安全・安心に影響を与える事態に対して影響が最小限となるよう、あらゆる対策を講じること。また訓練・資機材整備・避難体制整備等の国民保護策について支援の充実を図ること)については具体的な措置は講じられていない。
11 基地対策の推進			
1	基地の整理・縮小・返還の早期実現	イ 一部措置	近年、県内米軍基地の整理、縮小、返還が進んでいるが、今なお12か所、面積にして約1,739haあり、県土の約0.72%を占めている。 根岸住宅地区については、平成16年10月の日米合同委員会において、返還の方針が合意され、平成30年11月14日に、新たに根岸住宅地区の返還時期の協議の実施が合意された。新たな合意に基づき、令和元年11月15日には、共同使用について合意され、原状回復作業を進めているが、具体の返還時期は示されていない。 また、池子住宅地区については、令和4年12月14日の日米合同委員会において、土地及び工作物の一部の返還が合意されたが、具体的な返還時期は示されていない。

提案事項及び項目名等		措置状況	措置の概要
2	厚木基地の航空機騒音の軽減	イ 一部措置	国の令和5年度予算において、米軍再編関係経費として、空母艦載機着陸訓練施設に関する事業費が予算措置された。 恒常的訓練施設が未だ確保されておらず、外来機による騒音被害が生じている。
3	基地周辺対策の充実強化	イ 一部措置	国の令和5年度予算において、基地周辺対策経費として、住宅防音及び周辺環境整備の事業費が予算措置された。 住宅防音工事については、進捗率約83%に留まり、未実施世帯を解消することが必要である。
4	基地の安全管理等の強化	イ 一部措置	平成27年8月に発生した相模総合補給廠内の倉庫の火災事故以来、酸素ポンベの保管は中断されていたが、平成30年5月に新たな酸素ポンベ保管倉庫への酸素ポンベの搬入・保管が再開された。この際に、保管量の大幅削減、ポンペ一本ごとに管理番号を付すなどの措置が取られた。 万一の際の保管物、貯蔵物について、情報共有が不十分であり、自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの実現が必要である。 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策については、令和2年7月以降、在日米軍がホームページで感染者情報の公表を実施していたが、令和4年4月に中止された。令和4年5月以降、外務省が在日米軍から収集した新規感染者数の情報が県へ提供されるようになったが、令和4年9月以降、外務省経由の感染者情報の提供は取りやめとなっており、今後の感染状況によっては、情報提供を再開する必要がある。
5	日米地位協定の見直し	ウ 未措置	提案内容(日米地位協定の見直しに向けた具体的な取組等)については具体的な措置は講じられていない。
6	災害時等における米軍との相互協力	ウ 未措置	提案内容(在日米軍との間に災害対策に関する特別協定を締結すること等)については具体的な措置は講じられていない。
7	原子力艦の事故による原子力災害対策の充実	ウ 未措置	提案内容(実効性ある原子力災害対策が実施できるよう、防災体制の整備を図ること等)については具体的な措置は講じられていない。
12 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し			
1	税制度の見直し	ウ 未措置	提案内容(市街化調整区域内において多面的機能を有する市民農園の開設のために農地を供する場合、相続税等納税猶予制度の対象とすること等)については具体的な措置は講じられていない。

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
13 健康・長寿社会の実現		
1	「未病」の考え方に基 づく国の施策の推進	ウ 未措置 平成29年2月に一部変更の閣議決定がされた国の「健康・医療戦略」において、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれ、その後、令和2年3月に閣議決定された「第2期健康・医療戦略」では、本県における未病コンセプトの普及や未病指標の構築など先駆的な取組の推進が盛り込まれたが、「未病」の考えに基づく、国としての具体的な施策の推進についての措置は講じられていない。
2	健康寿命指標の見直し及び地方自治体への情報の提供	ウ 未措置 健康寿命の算定方法を見直すこと等について、具体的な措置は講じられていない。
3	認知症施策推進大綱を踏まえた「認知症の未病改善」	イ 一部措置 継続的な取組として、認知症研究の推進等の予算が確保され、また、市町村における若年性認知症支援の施策について明記されたが、若年性認知症施策の更なる強化など認知症施策の推進に係る恒久的で活用しやすい財源措置が十分講じられたとは言えない。また、根本的治療薬や認知症のリスクを軽減する未病改善について、国による研究・調査等のより一層の推進が必要である。
4	がん対策の推進	イ 一部措置 令和4年度の診療報酬改定では、新たに5つの適応疾患が保険適用とされたところであるが、引き続き保険適用の拡大が必要である。 なお、診療報酬額の引き上げは見送られることとなり、放射線治療専門医の人材育成についても具体的な措置は講じられていない。
5	オーラルフレイル対策に対する医療保険の適用拡大等	イ 一部措置 令和4年度の診療報酬改定で、口腔機能の著しい低下が認められる患者に算定できる口腔機能管理料の対象が、65歳以上から50歳以上へ拡大された。しかし、口腔機能が低下した初期の段階である「オーラルフレイル」や、そのリハビリテーションに係る保険適用の拡大は講じられていない。また、「国保の保険者努力支援制度の評価項目への追加」については、令和5年度から、後期高齢者医療制度の保険者インセンティブ評価指標に口腔機能に着目した項目が加わり、一部措置されている。
6	持続可能な国民健康保険制度の構築	ウ 未措置 提案内容(将来にわたり持続可能な国民健康保険制度を構築していくための財政基盤を確立すること等)については具体的な措置は講じられていない。

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
14 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進		
1	地域医療介護総合確保基金の改善	イ 一部措置 医療分については、国予算の総額ベースでは、事業区分Ⅰよりも事業区分Ⅱ及びⅣが上回った。 しかしながら、令和5年度の本県への配分額は未定(国の内示は8月頃)のため、現時点では判断できない。 また、介護分について、補助メニューの追加はあったものの、引き続き、地域の実情に応じた補助メニューは措置されていない。 人材確保対策については、地域の実情や創意工夫が活かせる柔軟な仕組みへの見直しはなされていない。また、依然として、事業区分間の融通を認められていない。
2	保健・医療・福祉を担う人材の確保定着	イ 一部措置 (1) 令和6年度は大学医学部の地域枠による臨時定員増が認められたが、令和7年度以降は未定である。 (2) 福祉・介護を担う人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系が整備されるまでには至っていない。 (3) 国が医師の働き方改革の推進等を実施している中、医療クラークを活用する県内医療機関が多数確認されるなど、要望している医療人材の負担軽減に係る取組は着実に進んでいると認められる。
3	介護サービスの質の向上や介護職員の定着に向けた介護報酬の仕組みの構築	イ 一部措置 (1) 令和4年度介護報酬改定において、介護職員の収入を3%程度引き上げるための措置として、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されたが、職員の確保、定着に向け、賃金改善のための更なる報酬の引上げが必要である。 (2) 提案内容(介護保険における地域区分について、県内一律とすること)については具体的な措置は講じられていない。
4	特別養護老人ホーム等への入所に係る低所得者対策の強化	ウ 未措置 提案内容(低所得者であっても在宅と同様な居住環境の下で適切なケアを受けられるよう、必要な対策を講じること)については具体的な措置は講じられていない。
15 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し		
1	共生社会の実現に向けた積極的な取組について	ウ 未措置 提案内容(共生社会の実現に向けて普及啓発の強化等を行うこと)については具体的な措置は講じられていない。
2	本人を中心とした「当事者目線」の障がい福祉の実現	ウ 未措置 現状の支援体制をベースとした重度障がい者の受入れを促進するため重度加算などが設けられているが、地域生活移行を促す障害福祉サービス全体の報酬構造の見直しはされていない。 自治体による意思決定支援の体制整備への財源措置や、意思決定支援に積極的に取り組む相談支援事業所等への報酬上の評価など、さらに取組が拡がるような方策は講じられていない。

提案事項及び項目名等		措置状況	措置の概要
3	障がい福祉施策に係る超過負担の解消	ウ 未措置	地域生活支援事業全体としては若干の予算の増額が図られているものの、事業量が增大する中、市町村の超過負担解消には至っていない。
4	小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設	ウ 未措置	小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設については具体的な措置は講じられていない。 なお、地方単独医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置については「こども・子育て政策の強化について(試案)」において、小児医療費助成の実施に伴う減額調整措置の廃止の方針が示されたものの、令和5年4月現在実現していない。
16 拉致問題の早期解決			
1	拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現	イ 一部措置	(1)～(3) 政府は、平成25年1月に全閣僚をメンバーとした拉致問題対策本部を発足させ、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くし、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追及していくと表明している。 また、平成26年5月に行われた日朝政府間協議に基づき、7月には北朝鮮において、全ての日本人に関する調査を行う「特別調査委員会」が設置されたが、初回の報告すら行われなまま平成28年2月には解体が表明された。以降、解決への動きが滞っている中で、平成30年6月及び平成31年2月の米朝首脳会議で拉致問題が提起された。令和2年以降は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、外交交渉が停滞している状況にある。令和3年10月に就任した岸田総理大臣は、菅前総理大臣と同様、条件を付けずに日朝首脳会談を実施したい意向を表明したが、依然として、拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国は実現していない。 なお、北朝鮮に不測の事態が発生した場合、拉致被害者の安全を確保するための備えが必要である。 (4) 国は地方自治体と連携し、拉致問題の理解促進に取り組んでいるが、拉致問題の風化防止に向け、継続した取組が必要である。
17 ヘイトスピーチ対策の推進			
1	ヘイトスピーチ対策の推進	ウ 未措置	提案内容(全国一律の判断基準による規制を行うよう、法律の見直しを行うこと等)については具体的な措置は講じられていない。

提案事項及び項目名等	措置状況	措置の概要
18 広域交通ネットワークの整備促進と交通利便性の向上		
1	幹線道路網の整備と活用	<p>(1) 国直轄事業の自動車専用道路など幹線道路網については、予算措置されている。 また、新東名高速道路や圏央道などについて、事業が着実に進められている。</p> <p>(2) 渋滞対策については、渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいてとりまとめられた、東名高速道路の大和トンネル付近等の渋滞対策事業が着実に進められている。 スマートインターチェンジの整備推進に必要な予算については、一部予算措置された。 令和4年4月16日に秦野丹沢スマートインターチェンジが開通し、その他のスマートインターチェンジについても事業が着実に進められている。</p> <p>(3) 幹線道路等の整備推進に必要な予算については、一部予算措置された。</p>
2	鉄道網の整備促進	<p>(1) リニア中央新幹線について、本県においては、相模原市内の山岳部のトンネルや、沿線の間駅で唯一の地下駅となる神奈川県駅で工事が本格化しているほか、川崎市内では、シールドトンネルの調査掘進が開始されるなど、着実に事業進捗が図られている。 一方、未着工区間については、JR東海が、2027年の品川・名古屋間の開業が遅れるとの見解を示していることから、一日でも早い開業に向け、国、JR東海及び関係者による協議を迅速に進め、早期着手を図る必要がある。</p> <p>(2) 駅整備への地元自治体の負担を軽減するため、地方債を充当する制度整備や予算措置などは、講じられていない。なお、藤沢市村岡地区の東海道本線新駅については、令和4年度から事業を進めており、引き続き確実な予算措置が必要である。 また、駅周辺のまちづくりについては、地方自治体に対し、都市構造再編集中支援事業の補助額は、要望額に対して約95%、社会資本整備総合交付金の交付額は、要望額に対して約93%であるが、引き続き事業推進のため十分な予算措置が必要である。</p> <p>(3) 鉄道整備に対する公的支援の拡大や、既存路線の延伸などによる新たな鉄道ネットワークの形成に資する事業についての助成制度の拡充や、新たな支援方策の構築等はされていない。</p>
3	新たなモビリティサービスの取組促進	<p>MaaSの実装に向けた支援に加え、新たにマイナンバーカードを活用した取組に対する支援などの措置がなされているが、取組みを加速し、スマートモビリティ社会を早期に実現するためには、地域や民間事業者が行う取組への支援をより一層拡充する必要がある。</p>
19 県営住宅の健康団地への再生		
1	コミュニティ再生等に向けた県営住宅の建替推進	<p>(1) PFI事業に係る所要の経費について、令和5年度の交付金が措置された。今後、事業を進めるためには、事業の着手年度以降、終了年度に至るまで、継続的かつ確実な交付金の配分が必要である。</p> <p>(2) 省エネルギー性能の向上及び太陽光発電設備の設置に係る所要の経費について、令和5年度の交付金が措置された。引き続き、脱炭素化の実現に向けて、継続的かつ確実な交付金の配分が必要である。</p>